

◎新潟県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥穴日渡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市鳥穴字前割13番1から	新	8.4～22.2メートル	1098.2メートル
同市飯島新田字内正尺75番1まで	旧	7.1～22.2メートル	1100.3メートル